

令和2年3月27日

市内事業者の皆様

京都市新型コロナウイルス感染症対策本部  
〔産業観光局産業企画室 222-3325〕  
〔商工部商業振興課 222-3340〕  
〔観光MICE推進室 746-2255〕

### 飲食物等を提供する店舗等における新型コロナウイルス感染症対策について

日頃は、京都市政の推進に御理解、御協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症対策につきましては、現在、感染の流行を早期に終息させるために、クラスター（集団）が次のクラスター（集団）を生み出すことを防止することが極めて重要な時期とされております。

不特定多数のお客様との接触機会の多い事業者の皆様におかれましては、あらゆる対策を講じていただいていることと存じますが、特に飲食物等を提供する小売店や飲食・サービス店舗等に対して、改めて、下記の感染予防等のための対策を徹底いただきますよう、お願い申し上げます。

### 記

- 飛沫感染・接触感染予防の観点から、製造、流通、調理、販売、配膳等の各段階で、とりわけ以下の項目については、衛生管理の徹底をお願いいたします。

(例)

- ・ 同一の容器で、また、人が固まっての試飲・試食は、感染拡大の危険があるので避ける。
- ・ 販売にあたって、容器包装をしていない食品の提供や陳列の衛生管理を徹底する。
- ・ ドアノブやテーブル、カウンターなどの消毒を徹底する。
- ・ 飲食店では、可能な限り席と席の間を離す。
- ・ トングやメニューなどをできる限り共用で使わない。

その他、以下の対策についても引き続き徹底いただきますようお願いいたします。

- 発熱、咳等の症状を呈する従業員等に対しては、仕事を休ませ、外出を控えさせてください。
- 新型コロナウイルスへの感染を心配する従業員等に対しては、(裏面) 相談先への相談を勧奨してください。
- 石けん及び流水による手洗いの励行、咳やくしゃみの症状を呈する場合の咳エチケット(マスクの着用)について、掲示等により周知をお願いします。
- 新型コロナウイルスの集団発生防止のため、掲示等により市民及び観光客に向けた注意喚起をお願いします(裏面：厚労省・京都市チラシ参照)。
- 可能な限り、ロビー、手洗い場等に消毒液を設置してください。
- できる限り換気に努めてください。

※ 情報は、順次、市のホームページが更新されておりますので、正確な情報把握にも留意いただくようよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルスに関連した感染症に関するホームページ  
(京都市) <https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000263411.html>

## ※新型コロナウイルス感染症専用電話相談窓口

令和2年1月31日から、新型コロナウイルスに関するお知らせや一般的な相談に応えるため、専用電話相談窓口を開設しています。

電話番号 075-222-3421

受付時間 土・日・祝を含む24時間

## ※新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者相談センター

令和2年2月6日から、新型コロナウイルスへの感染が疑われる場合に、適切に医療機関に受診できるよう、開設しています。

電話番号 075-222-3421

受付時間 土・日・祝を含む24時間

### お客様への注意喚起に、 厚生労働省・京都市のチラシを御活用ください！

- 今回、厚生労働省・京都市のチラシを同封しています。
- 以下のHPからダウンロードできますので、店頭に掲出するなど御活用ください。

(厚生労働省：密を避けて外出しましょう)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000610429.pdf>

(厚生労働省：手洗い)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

(京都市：市民及び観光客の皆様へ)

[https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/cmsfiles/contents/0000267/267485/s\\_himin.pdf](https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/cmsfiles/contents/0000267/267485/s_himin.pdf)

## 喫煙所の閉鎖について

○不特定多数の人が密集しやすい環境を避ける観点から、本市が管理している屋外の喫煙場所（18箇所）を3月27日（金）から（準備が整い次第、「当面の間喫煙所を閉鎖」することとする。

（参考）

○本市では、路上喫煙等による身体や財産への被害防止を図ることで、市民及び観光旅行者等の安心安全を確保するために、平成19年6月から「京都市路上喫煙等の禁止等に関する条例」を施行した。

○また、平成20年5月から市内18箇所に公設喫煙場所（屋外）を設置している。  
（下表）

## 【公設喫煙場所一覧（計18箇所 令和元年12月末現在）】

	名 称	供用開始年月
1	四条西木屋町（西木屋町通四条上る）	平成20年 5月
2	新京極公園内（新京極東裏通蛸薬師下る）	平成23年 6月
3	清水坂観光駐車場（休憩所内）	平成24年 1月
4	〃（北側緑地帯内）	〃
5	京都駅北口広場（バスターミナル東）	平成24年 2月
6	東塩小路公園内（西洞院通塩小路下る）	〃
7	山科駅前（山科駅前バスロータリー北側）	平成25年 3月
8	京都駅八条東口	平成26年 4月
9	J R 山科駅前北広場	平成26年10月
10	J R 西大路駅前	〃
11	高台寺公園内	平成27年12月
12	京都駅八条西洞院	〃
13	J R 桂川駅前	平成27年12月
14	京阪中書島駅前	〃
15	京都駅みやこ夢てらす	平成28年12月
16	京都駅八条西口	〃
17	京都駅サンクンガーデン前	〃
18	京都駅北口広場（タクシープール東）	平成29年 3月